

12. 料金の割引制度・サービス等

◆◆◆ 交通利用料金 ◆◆◆

<第1種身体障害者と第2種身体障害者の違いについて>

身体障害者手帳には、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額1種（または2種）」という記載があります。これは、JRを始めとする各種交通機関の料金割引等の基準となる数字で、1種か2種かで取扱いが違う場合があります。

<第1種知的障害者と第2種知的障害者の違いについて>

第1種知的障害者は、療育手帳A1またはA2の方。第2種知的障害者は、療育手帳B1またはB2の方に区分されます。

(1) バス・熊本市電の運賃の割引

区分	対象者	割引の方法（県内）
① 第1種身体障害者 ② 療育手帳をお持ちの方	本人、介護者（同行者1人まで）とも5割引	料金支払時に障害者手帳を提示
③ 第2種身体障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人のみ5割引	

- ※ 市電の場合、盲ろう者の方の介護者は通訳1人・介助者1人の2人まで5割引となります。
- ※ バスの場合、運送事業者および路線によって取扱いが異なりますので、各窓口へご確認のうえご利用ください。
- ※ さくらカード（P69）利用の場合を除く。

【問い合わせ先】 ◎バス 乗車料金支払口または乗車券発売窓口
 ◎熊本市電 熊本市交通局 096-361-5233

(2) 旅客鉄道株式会社（JR）旅客運賃

区分	割引内容
第1種身体・知的障害者 （介護者同伴の場合）	普通乗車券・定期乗車券（小児を除く）・普通回数乗車券および普通急行券（特別急行券を除く）が本人、介護者とも5割引（距離制限なし）
第1種身体・知的障害者（単独の場合） 第2種身体・知的障害者	片道の営業キロが100kmを超える区間の普通乗車券が、本人のみ5割引
12歳未満の第2種身体・知的障害者 （介護者同伴の場合）	介護者のみ、定期乗車券が5割引 （介護者が通学定期乗車券の資格者であっても、通勤定期（5割引）を発売。）

※身体障害者手帳または療育手帳を窓口にご提示ください。

(3) 航空運賃（国内線のみ）

区分	対象者	割引の方法
身体、知的、精神障害者 （12歳以上）	本人、介護者（12歳以上の 同行者1名まで）	航空券購入時および搭乗手続時に障 害者手帳を提示

※航空運送事業者および路線によって割引率が異なりますので、各窓口にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各航空運送事業者航空券案内窓口

(4) タクシー運賃

身体障がい者又は知的障がい者がタクシーを利用する場合、障害者手帳を提示すれば利用料金が1割引になります。

【問い合わせ先】 熊本県タクシー協会 電話 096-368-4101

(5) 船舶運賃

船舶を利用するとき、障害者手帳を提示すると運賃が割引されることがあります。各船舶会社で制度が異なるため、各窓口にご確認のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 各船舶会社

(6) 有料道路通行料金の割引

下記に該当する障がい者の方が事前に障害者手帳へ登録した車両(1台のみ可)で有料道路を利用する場合、その通行料金が通常の料金の約半額になります。

◆対象者

下記に該当する者。

- (1)身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合。
- (2)第1種身体障害者又は療育手帳A1・A2保有の方を乗せて、介護者が運転する場合。

[＜次ページに続く＞](#)

◆車両の条件

◎身体・知的障がい者本人またはその家族が所有するもの。

※第1種障害者の場合、本人や家族が車両を所有していないときは、日常的に介護を行っている人の所有する車両でも可。(ただし、割賦購入(ローン)または長期リース購入で、所有者欄が障がい者本人またはその親族等の指名と違う場合は別に書類が必要です。)

◎自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載されているものは対象となりません。

◎レンタカー、タクシー、軽トラック、車検・修理時の代車等は対象となりません。

◎その他、対象自動車の範囲や所有者要件等に条件がありますので詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

◆申請に必要なもの

①障害者手帳

②車検証または軽自動車届出済証

③運転免許証(本人運転の場合のみ)

④ETC車載器セットアップ申込書・証明書

⑤ETCカード(本人名義に限ります。ただし、未成年の重度障がいの方が、ご本人の運転による割引適用を受けず、介護者の運転による割引適用を受ける場合は、親権者又は後見人名義でも可)

※②については、割賦契約書又はリース契約書が必要な場合あり。

※④、⑤については、ETC利用の方のみ必要となります。

※申請時の各種書類については、原本をご提示ください。

◆申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所

※介護者が運転する場合、手帳の登録手続箇所に「道路介護」シールがないと割引が適用になりません。

※ETCをご利用されないお客様は精算時に必ず障害者手帳の呈示が必要です。

【重要】ETCをご利用になるお客様へ

ETC未整備料金所や点検等によりETCレーンを利用できない場合や通信エラーによりバーが開かない場合などには料金所係員にETCカードと手帳を呈示してお支払いになります。

(事前に障がい者割引のために登録されているETCカードでのお支払いの場合でも、係員へ手帳の呈示が必要になります。)手帳の呈示なしでは割引になりませんので、有料道路をご利用される際は必ず手帳を携行するようにしてください。

< 割引有効期間 >

新規及び変更の申請時は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで。なお、更新の申請時(割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限前日における申請)は手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日(最長2年2ヶ月)まで。手帳に記載の割引有効期限を過ぎている場合は、割引の対象となりません。

※無人料金所(料金精算機設置レーン)においては、料金精算機に備え付けられている係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお申し出ください。事務所内の係員が対応いたします。

[<次ページに続く>](#)

詳細は、NEXCO西日本ホームページをご確認ください。

<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>

【問い合わせ先】

西日本高速道路株式会社 九州支社料金課

電話 092-260-6111 (代表)

(平日9時~17時25分)

各区役所福祉課

電話 P103~104 参照

◆◆◆ 各種使用料金等の割引 ◆◆◆

(1) NHK放送受信料

次に該当する方のNHK放送受信料が減免されます。

対象	免除額	申請に必要なもの
次のいずれかの障がいのある障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 (a)視覚障害 (b)聴覚障害 (c)その他の身体障害(総合等級が1・2級の場合に限る) (d)重度の知的障がい者と判定された方 (e)精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	障害者手帳、印鑑
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	障害者手帳、印鑑、市町村民税非課税を証明するもの(必要な方のみ)

◆手続き方法

区役所等で証明を受けた申請書をNHK熊本放送局に提出してください。

◆申請窓口

各区役所、各総合出張所

【問い合わせ先】

NHK熊本放送局

電話 096-326-8202

各区役所福祉課

電話 P103~104 参照

(2) 携帯電話料金の割引

お持ちの携帯電話の基本使用料などが割引されることがあります。

◎ NTTドコモ……ハーティ割引

◎ KDDI(au)……スマイルハート割引

◎ SoftBank(ソフトバンク)……ハートフレンド割引

【問い合わせ先】

加入している携帯電話各社

(3) J:COM (ジェイコム) ハートフルプラン

テレビ・インターネット・固定電話の料金が減額される場合があります。詳しくは、以下の連絡先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 株式会社ジェイコム九州 熊本局
電話 0120-989-989 FAX 0120-999-678

(4) NTT電話番号の無料案内(ふれあい案内)

電話帳のご利用が困難な障がいがある方が「ふれあい案内」に事前登録されると、無料で電話番号案内をご利用いただけるサービスです。ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。

区分	等級
視覚障がい	1級～6級
肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1級・2級
聴覚障がい	2級・3級・4級・6級
音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい	3級・4級
精神障害者保健福祉手帳	1～3級
療育手帳	A1・A2・B1・B2
戦傷病者手帳	視力の障がい(特別項症～第6項症)
	上肢の障がい(特別項症～第2項症)
	聴覚障がい(第2項症・第4項症)
	音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい(第1項症・第2項症・第4項症)

◆受付

9時～17時(土、日、祝及び年末年始を除く)

【問い合わせ・申込先】 NTT西日本ふれあい案内担当 電話 0120-104-174
FAX 0120-104-134
※FAXの場合はお客様のお名前、FAX番号を用紙に記載して送信してください。

(5) 郵便料金等

		郵便物 又は 荷物の内容	料金又は運賃	備 考	
第三種郵便物	低料第三種郵便物	心身障がい者団体の発行する 定期刊行物を内容とするもの	50g まで 15 円 50g を超え 1 kg まで 50g ごとに 5 円増し	1 kg までただし、毎月 3 回 以上発行する新聞紙を内 容とするものは、50g まで 8 円、50g を超え 1 kg まで 50g ごとに 3 円増し	
		点字郵便物	無料	3 kg まで 内容品は点字のみを掲げ たもの	
第四種郵便物	特定録音物等郵便物		無料	3 kg まで 日本郵便株式会社の指定 する施設が発受でき、かつ 盲人用の録音物又は点字 用紙に限る	
	ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール	運賃	150 g まで	92 円
250 g まで				110 円	
500 g まで				150 円	
1kg まで				180 円	
2 kg まで				230 円	
2 kg 超				310 円	
速達料金			2kg まで	330 円	
			2kg 超	480 円	
一般書留料金			損害要償額 10 万円まで	380 円	
			損害要償額 10 万円超	380 円に 5 万円 ごとに 21 円増	
簡易書留料金			—	320 円	
引受時刻証明料 金			—	320 円	
配達証明料金			差出時に請求	320 円	
	差出後に請求 (差出日から 1 年以内)	440 円			

<次ページに続く>

		郵便物 又は 荷物の内容	料金又は運賃	備 考	
ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール	特定記録料金	—	160 円	3 kgまで 身体に重度の障がいがある方又は知的障がいの程度が重い方と、郵便局に届出済の図書館との間で発受されるものに限る 信書を内容とするものはゆうメールとすることができません
		本人限定受取料金	—	105 円	
		代金引換料金	—	265 円	
		代金引換取消料金及び引換金額の変更料金	差出事業所における荷物の配達前若しくは交付前又は発送準備完了前	無料	
			上欄以外	580 円	
	配達日指定料金	—	52 円		
ゆうパック	聴覚障がい者用ゆうパック・ 点字ゆうパック		60 サイズ 100 円 80 サイズ 210 円 100 サイズ 320 円 120 サイズ 420 円 140 サイズ 520 円 160 サイズ 630 円 170 サイズ 730 円 ※サイズは、長さ、幅及び厚さの合計 (cm) をその数字までとする区分を示します。	〈聴覚障がい者用ゆうパック〉 30 kgまで 聴覚障がい者の方と日本郵便株式会社が指定する施設との間でビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受されるもの 〈点字ゆうパック〉 30 kgまで 点字のみを掲げた内容物のみ	

【問い合わせ先】 お近くの郵便局